



諫早市長 大久保 潔重



入所承諾・調整通知書

教育・保育施設への入所については、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

<p>児童</p>	<p>認定者番号 生</p>
<p>施設・事業所</p>	<p>諫早中央保育所</p>
<p>内容</p>	<p>給付認定区分 : 2号認定(保育標準時間) 給付認定期間 : 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで 保護者 : 年 月 日生 保育必要理由 : (父)就労 (母)就労 利用者負担適用期間 : 令和5年9月 から 令和6年3月 まで 階層区分(自) : 利用者負担額 :</p>
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> 利用者負担額(保育料)について変更があった場合はその旨通知します。 入所施設が認定こども園の場合は、施設との契約手続きが必要です。また、上記金額を上限に施設から保育料の請求があります。 実費分については各施設へお問い合わせください。 年度途中で3号認定から2号認定になった場合でも、年度内の保育料に変更はありません。 申込書の記載事項に変更が生じた場合は、速やかにその旨を届け出てください。 施設へ入所中であっても認定基準に該当しなくなった場合には、保育の実施を解除します。 退所される場合には届出が必要です。 この決定について不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に、市長に対して審査請求をすることができます。この決定の取消しを求める訴えは、この通知書を受け取った日(前記の審査請求をした場合は、当該審査請求に係る裁決の送達を受けた日)の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として提起することができます。 	
<p>問合せ先 諫早市役所 こども政策課 〒854-8601 長崎県諫早市東小路町7番1号 TEL(0957)22-1500(代表)</p>	